

資料編



1 計画の策定体制



本計画は、保護者をはじめ、関市内における保育園・幼稚園関係者、労働関係者、子育て支援団体、有識者などで構成される「関市子ども・子育て会議」において審議を重ね策定しました。

策定の過程においては、子育てをしている家庭を対象にアンケート調査を実施し、関市における子ども・子育てを取り巻く実態を把握しました。また、計画案に対するパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を取り入れるとともに、その反映に努めました。

2 計画の策定経過



■平成 25 年度

年月日	内 容
平成 25 年 10 月 24 日	第1回 関市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援新制度について ・関市子ども・子育て支援事業計画について ・関市子ども・子育てに関するアンケート調査について
11 月 27 日～12 月 9 日	子ども・子育てに関するアンケート調査の実施
平成 26 年 3月 18 日	第2回 関市子ども・子育て会議 ・アンケート調査の集計結果について ・関市の子ども・子育ての現状について ・教育・保育の提供区域の設定とニーズ量について ・国の子ども・子育て会議において取りまとめられた事項について

■平成 26 年度

年月日	内 容
平成 26 年 6月 26 日	第3回 関市子ども・子育て会議 ・計画の施策体系について ・計画骨子案について ・子ども・子育て支援新制度関連の条例制定について ・公定価格について
8月 28 日	第4回 関市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援新制度関連の条例の概要について ・子ども・子育て支援事業計画 目標事業量の見込みと確保の方策について

年月日	内 容
11月6日	第5回関市子ども・子育て会議 ・保育の必要性の認定基準について ・保育の必要量の認定基準について ・利用者負担額について ・子ども・子育て施策の展開について ・パブリックコメントについて
平成26年12月26日～ 平成27年1月26日	パブリックコメントの実施
平成27年 3月6日	第6回 関市子ども・子育て会議 ・保育園延長利用料金の設定について ・市内幼稚園の新制度への移行確認について ・市内保育園の定員変更について ・パブリックコメントの結果について ・計画承認について

3 子ども・子育て会議委員名簿

名前	所属名	補職名
別府 悅子（会長）	中部学院大学	子ども学科 教授
遠藤 俊三（副会長）	関市社会福祉協議会	会長
竹内 一朗	私立保育園保護者代表（H25）	保護者会長
林 繁樹	私立保育園保護者代表（H26）	保護者会長
大澤 正宏	公立保育園保護者代表（H25）	保護者会長
粥川 美世子	公立保育園保護者代表（H26）	保護者会長
市原 啓美	私立幼稚園保護者代表（H25）	PTA会長
矢澤 万理	私立幼稚園保護者代表（H26）	PTA会長
太田 尚文	関市P T A連合会	会長
中嶋 稔	関商工会議所	代表
佐伯 義夫	日本労働組合総連合会岐阜県連合会中濃地域協議会	事務局長
今井 猛	関市小学校校長会（H25）	会長
山村 智司	関市小学校校長会（H26）	会長
山中 一義	関市自治会連合会	会長
鈴木 専英	関市保育会	会長
宮本 覚道	関市幼稚園連合会	会長

名前	所属名	補職名
河合 東	NPO 法人保育サポートグループ くれいどる	理事長
各務ゆう子	関市民生委員児童委員協議会	主任児童委員
小島千恵子	関市家庭児童相談室	相談員
大岩寿喜子	私立保育園代表	園長
早川 力	岐阜県武儀医師会・関市母子保健連絡協議会（H25）	会長
川村 秀和	岐阜県武儀医師会・関市母子保健連絡協議会（H26）	会長
松並 正樹	関市教育委員会（H25）	学校教育課長
寺澤 徹夫	関市教育委員会（H26）	学校教育課長
中島 好子	関市市民環境部	保健センター所長
波多野寿美	関市福祉部	富岡保育園長

4 子ども・子育て会議条例



平成25年6月28日関市条例第33号

関市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、関市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 関市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(5) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるとときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

5 用語解説



用語	内 容
【あ行】	
育児休業	働いている人が、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は1歳6か月）に達するまでの間、子どもを養育するために取得できる休暇のこと。事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。
一時保育	保護者のパート勤務（週3回程度）や家族の病気、入院、災害、事故などにより、緊急・一時的に家庭での保育ができないときや、保護者の育児疲れ解消などの理由に対応して、保育所などで一時的に子どもを保育する事業のこと。
延長保育事業	保育時間が11時間を超える保育ニーズに対応したサービスを提供する事業のこと。
【か行】	
家庭教育	親や、これに準ずる人が子どもに対して行う教育のことで、すべての教育の出発点となるもの。乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担うもの。
家庭的保育	保護者の家庭などで5人以下の子どもを保育する事業のこと。
居宅訪問型保育	ベビーシッターなど、保育者が依頼された家庭で保育する事業のこと。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	就学児童の放課後児童クラブへの送迎など、育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を会員として組織化し、相互援助活動の紹介を行う事業のこと。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の病気や就労などにより、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などで宿泊を伴う一時預かりを実施する事業のこと。
子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。
子ども・子育てビジョン	「子ども手当」の導入や高校教育の無償化に向け、保育サービスを含めた総合的な子育て支援体制を整備することを目的に、子ども・子育てビジョンワーキングチームにおける検討を経て策定されたもの（平成22年1月閣議決定）。少子化社会対策基本法（平成15年）に基づく少子化社会対策大綱（平成16年6月策定）を見直した、今後の子育て支援の方向性を示す総合的なビジョンであり、社会全体で子育てを支え、個々人の希望がかなう社会の実現を基本的な考え方としている。

用語	内 容
【さ行】	
事業所内保育	事業所内の施設等において子どもを保育する事業。事業所の従業員の子どもを対象に保育を行う従業員枠と、地域で保育を必要とする子どもを対象に保育を行う地域枠がある。
次世代育成支援対策推進法	<p>次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成27年までの10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成17年4月1日から施行されている法律のこと。</p> <p>平成26年に、法律の有効期限を10年間延長する方針が示されている。</p>
児童館・児童センター	<p>児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康の増進や、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設のこと。</p> <p>関市ではわかくさ児童センター、むげかわ児童館の2か所で実施している。他に安桜こども館も、同様の役割を持って実施している。</p>
児童虐待	身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。
児童発達支援	<p>集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などをを行う事業のこと。</p> <p>児童発達支援には、児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」があり、関市では「関市中央親子教室」「関市西親子教室」「関市東親子教室」で「児童発達支援事業」を実施している。</p>
小規模保育	国が定める基準に適合し、市の認可を受けた定員6～19人の保育所のこと。
【た行】	
地域子育て支援拠点事業	<p>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業のこと。</p> <p>関市では、倉知保育園内の「ははこぐさ」、むげがわ保育園内の「むげがわ子育て支援センター」の2か所で実施している。</p>
【な行】	
乳児家庭全戸訪問事業	保健師や助産師などにより、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供や親子の心身の状況や育児状況などに耳を傾け、必要に応じて専門的・継続的支援につなげる事業のこと。

用語	内 容
認定こども園	<p>保育園及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないにかかわらずすべての子どもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違う子ども同士がともに育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能を持つ。都道府県知事等が条例に基づき認定する。</p> <p>【幼保連携型認定こども園】 認可幼稚園と認可保育園が連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすもの。</p> <p>【幼稚園型】 認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすもの。</p> <p>【保育所型】 認可保育園が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすもの。</p> <p>【地方裁量型】 幼稚園・保育園いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすもの。</p>
妊婦健診事業	妊婦と胎児の異常の早期発見、適正な保健指導につなげるため、母子の健康状態を定期的に確認するために行う健康診査のこと。適正な医療や保健指導などにつなげ、安全で安心な出産ができる環境を整えることを目的としており、公費により14回分の補助を行っている。
【は行】	
病児・病後児保育事業	子どもが病気で、かつ保護者が家庭で保育を行うことが困難な場合に、専用施設で一時的に子どもを預かる事業のこと。 関市では、関中央病院内において病後児保育を、中濃厚生病院内において病児・病後児保育を実施している。
保育園	<p>児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設のこと。</p> <p>【認可保育園】 国、県等が定める基準に適合し、県の認可を受けた定員20人以上の保育園。</p> <p>【認可外保育園】 上記以外の認可を受けていない保育園。</p>

用語	内 容
放課後子ども教室	<p>小学校の余裕教室などを活用して、地域の多様な人々の参画を得ながら、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動などを行う取り組み。具体的な活動内容は地域により異なる。</p> <p>関市では、学びの場を提供する「学びクラブ」、体験・交流・遊びの場を提供する「ふれあいクラブ」を放課後子ども教室として実施している。</p>
放課後児童健全育成事業(留守家庭児童教室)	昼間保護者が就労などで家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、放課後などに家庭に代わる適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業のこと。岐阜県内においては「留守家庭児童教室」と呼ばれている。
【や行】	
養育支援訪問事業	保健師による赤ちゃん訪問や母子保健事業、関係機関からの連絡などにより、養育支援が必要と判断した家庭に対して、家庭環境などに応じた専門的な支援を図る事業のこと。
幼稚園	学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設のこと。
幼稚園の預かり保育	幼稚園において、通常の授業時間（4時間）をこえて預かる事業のこと。（夏休み・冬休みの一部期間の実施あり）
【ら行】	
利用者支援事業	利用者が多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援のサービス利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整などを実施する事業のこと。
【わ行】	
ワーク・ライフ・バランス	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

関市子ども・子育て支援事業計画

平成 27年度～平成 31年度

発行：関市

編集：関市 福祉部 子ども家庭課

〒 501-3894

岐阜県関市若草通 3 丁目 1 番地

T E L : 0575-23-8963 F A X : 0575-23-7748

平成 27年 3月